

IHI 技術教習所 講習約款

本約款（以下、「本約款」といいます）は、株式会社 IHI 技術教習所（以下、「当社」といいます）が開催する講習を申し込まれる方（以下、「申込者」といいます）と当社との間の受講契約（以下、「本契約」といいます）に関し、当社、申込者および講習を受講する方（以下、「受講者」といいます）に適用されます。

第1条. 講習予約

1. 申込者は、講習を受講しようとする場合、当社ホームページの予約フォームから電子メールを送信する方法または電話により当社所定の事項を当社に連絡し、希望する講習の予約を申し込むことができます。講習予約は、申込に対して当社が承諾の意思表示を発した時点で確定します。なお、予約可能な講習は、申込日の1週間後から2か月後の月末までの講習とします。
2. 申込者は、希望する講習を満席等の事由により予約できない場合、当社所定の事項を連絡することによりキャンセル待ちをすることができます。当社は、キャンセル待ちをした申込者が受講可能となった場合は、講習開始1週間前までにその旨を電話により申込者に連絡し、その時点で予約が確定します。

第2条. 契約の成立

1. 本契約は、講習予約の確定後、申込者が講習開始日の1週間前までに以下全ての手続きを行い、当社がこれを確認した時点で成立します。
 - (1) 当社指定の受講申込書および受講に必要な不備の無い資格証明書の写し等（以下、あわせて「提出書類」といいます）の当社への提出
 - (2) 第5条に定める講習料金の支払い
2. 前項に定める手続きの完了を当社が講習開始日の1週間前までに確認できない場合、講習予約は自動的にキャンセルされ、その旨を当社から申込者へ連絡します。ただし、当社は、自然災害等による手続きの遅れ・キャンセル待ちによる申込み等申込者に斟酌すべき事情があると判断したときは、講習開始日の1営業日前（ただし、土日祝日は除きます）の午後3時まで前項に定める手続きの完了を猶予することができます。

第3条. 講習予約の変更

1. 申込者は、前条に基づく本契約の成立後1回に限り、受講者、科目、コースまたは日時の変更（以下、「講習の変更」といいます）を行うことができます。
2. 講習の変更をしようとする申込者は、講習開始日の1週間前までに、当社に対して電子メールまたは電話によりその旨連絡したうえで、当社指定の方法により改

めて講習予約を行うものとします。

3. 本契約は、前項の予約が確定した後、申込者が変更後の講習開始日の 1 週間前までに以下全ての手続きを行った時点で更改されます。
 - (1) 提出書類に変更があれば、提出書類の提出
 - (2) 講習の変更に伴い、講習料金に不足が生じた場合は、その不足額の支払い
4. 前項に定める手続きの完了を当社が講習開始日の 1 週間前までに確認できない場合、講習予約は自動的にキャンセルされ、その旨を当社から申込者へ連絡します。ただし、当社は、自然災害等による手続きの遅れ・キャンセル待ち後の申込み等申込者に斟酌すべき事情があると判断したときは、講習開始日の 1 営業日前（ただし、土日祝日は除きます）の午後 3 時まで前項に定める手続きの完了を猶予することができます。

第4条. 講習内容

当社が開催する講習の科目・種目は、契約成立時における当社ホームページおよび教習案内に記載の通りとします。

第5条. 講習料金

講習料金および支払方法は、契約成立時における当社ホームページまたは教習案内に記載の通りとします。

第6条. 禁止事項

受講者は、受講中、次の各号に該当する行為をしてはいけません。

- (1) 当社講師の正当な指示に従わないこと
- (2) 他の受講者に迷惑となるような行為を行うこと
- (3) その他受講に際しふさわしくない行為

第7条. 契約の解除

1. 当社は、以下の事由が発生した場合は、申込者に通知の上、本契約を解除することができます。
 - (1) 講習の必要最少開催人数を下回った場合
 - (2) 当社都合により講習ができなくなった場合
 - (3) 申込者または受講者が本契約に違反した場合
 - (4) 申込者が、本契約の締結に際して虚偽の申告をしていた場合
 - (5) その他、合理的な理由に基づき当社が受講者を受講不適格と判断した場合
2. 申込者は、本契約締結後、講習開始の 1 営業日前（ただし、土日祝日は除きます）の午後 3 時まで、当社に対して電子メールの送付またはお問合せフォームから

の送付による方法で解除の意思表示をすることにより、本契約を解除することができます。

第8条. 講習料金の返還

1. 当社は、申込者に対して一切返金を行わないものとします。
2. 前項の定めに関わらず、当社は、以下の場合は、申込者に対して講習料金の全部または一部を返還するものとします。
 - (1) 第7条第1項第1号、第2号または同条第2項の定めに基づき本契約が解除された場合
 - (2) 講習料金が重複して支払われた場合
 - (3) 講習の変更により、講習料金に過徴収が発生した場合
3. 第1項の定めに関わらず、当社は、第7条第1項第5号の定めに基づき本契約が解除された場合、申込者に対して講習料金の全部または一部を返還することができるものとします。

第9条. 損害賠償

1. 申込者および受講者は、受講に関連して当社または第三者に損害を与えた場合、その一切の損害を連帯して賠償するものとします。
2. 当社は、当社施設において生じた受講者の生命・身体・財産上の損害について、当社の責めに帰すべき事由があった場合を除き責任を負いません。

第10条. 秘密保持

申込者および受講者は、当社が開示した情報について、当社の事前の書面による承諾なく開示目的以外に利用せず、また、第三者に開示しません。

第11条. 個人情報の取り扱い

当社は、契約締結に際して申込者から提供された個人情報を、当社個人情報保護方針に則り、使用・管理します。

第12条. 反社会的勢力の排除

1. 申込者および受講者は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 本契約の他の規定に関わらず、申込者および受講者に前項の規定違反が認められた

場合には、当社は何らの催告を要しないで本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、申込者または受講者に損害が生じても、これを賠償しないものとします。

第13条. 本約款の変更

1. 本約款は、民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、社会情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 584 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づき変更されるものとします。
2. 当社は、前項により本約款を変更する場合、変更の 1 ヶ月前までに、当社ホームページにおいて、変更内容およびその適用開始時期を公開します。
3. 本約款の変更適用開始後に締結された本契約については、変更後の本約款が適用されるものとします。

第14条. その他

1. 本契約第 1 条 2 項は、大阪センターにおいて適用しないものとします。